

○富士宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

平成9年7月15日

富士宮市規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、富士宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成9年富士宮市条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

(適用除外)

第2条 条例第3条第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 独立行政法人水資源機構
- (3) 中日本高速道路株式会社
- (4) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (5) 独立行政法人労働者健康安全機構
- (6) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (7) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (8) 日本下水道事業団
- (9) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社
- (10) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社
- (11) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社

2 条例第3条第2号の規則で定める土地の埋立て等は、次に掲げるものとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による許可に係る土地の埋立て等
- (2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の規定による許可に係る土地の埋立て等
- (3) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項又は第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の規定による許可に係る土地の埋立て等
- (4) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項、第48条第1項又は第95条第1項の規定による認可を受けて施行する土地改良事業（国又は地方公共団体から補助金の交付を受けて行うもの又は株式会社日本政策金融公庫から融資を受けて行うものに限

る。)に伴う土地の埋立て等

- (5) 鉱業法（昭和25年法律第289号）第63条第1項の規定による届出又は同条第2項（同法第87条において準用する場合を含む。）の規定による認可に係る施業案に従って行う鉱物の掘採に伴う土地の埋立て等
- (6) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定による認可に係る採取計画に従って行う岩石の採取に伴う土地の埋立て等
- (7) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定による認可に係る採取計画に従って行う砂利の採取に伴う土地の埋立て等
- (8) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条第1項各号に掲げる市街地開発事業に伴う土地の埋立て等
- (9) 都市計画法第29条の規定による許可に係る開発行為として行う土地の埋立て等
- (10) 道路法（昭和27年法律第180号）第91条第1項の規定による許可に係る土地の埋立て等
- (11) 河川法（昭和39年法律第167号）第27条第1項、第55条第1項又は第57条第1項の規定による許可に係る土地の埋立て等
- (12) 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定による免許を受けて施行する工事に伴う土地の埋立て等
- (13) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を受けて行う建築に伴う土地の埋立て等
- (14) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による許可又は同条第3項の規定による届出に係る土地の埋立て等
- (15) 静岡県砂防指定地管理条例（平成15年静岡県条例第35号）第3条第1項の規定による許可に係る土地の埋立て等
- (16) 静岡県盛土等の規制に関する条例（令和4年静岡県条例第20号）第9条の規定による許可に係る土地の埋立て等

3 条例第3条第3号の規則で定める土地の埋立て等は、次に掲げるものとする。

- (1) 施行区域の面積が500平方メートル未満の土地の埋立て等。ただし、次の一に該当する土地の埋立て等は除く。

ア 当該施行区域と一団であると認められる区域において、当該土地の埋立て等に着手する日前3年以内に土地の埋立て等が行われ、又は行われている場合は、その面積の合計が500平方メートル以上となる土地の埋立て等

イ 当該土地の埋立て等に係る土砂等の量が500立方メートル以上となる土地の埋立て等

(2) 森林法第5条に規定する地域森林計画において定めた林道の開設又は改良に伴う土地の埋立て等

(3) 農業、林業又は漁業を営む者が組織する団体が国又は地方公共団体の補助金の交付を受けて行う当該農業、林業又は漁業の用に供する施設の設置に伴う土地の埋立て等

(一部改正〔平成13年規則6号・17年12号・20年2号・27号・38号・23年3号・令和4年16号・5年28号〕)

(事前説明)

第3条 施行主は、土地の埋立て等を行おうとするときは、条例第4条第1項及び第2項の規定に基づき、その内容について当該土地の埋立て等の施行に係る関係人の理解を得るため、事前説明会を開催し、周知するとともに、当該関係人から出された環境保全上又は生活安全上の意見、要望等に対しては、誠意を持って対応しなければならない。

(許可申請)

第4条 条例第5条第2項に規定する許可の申請は、土砂等による土地の埋立て等許可申請書(第2号様式)により行うものとする。

2 条例第5条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、書類の一部又は全部を省略することができる。

(1) 土砂等による土地の埋立て等計画書(第3号様式)

(2) 位置図及び施行区域図(縮尺2万5,000分の1以上1,000分の1以下)

(3) 土地の埋立て等を行うことについて権原を有することを証する書面

(4) 公図の写し

(5) 施行主及び請負人の住民票、身分証明書及び印鑑登録証明書(法人にあつては、経歴書、定款、登記事項証明書、事業報告、信頼度を証明できるもの及び印鑑登録証明書)

(6) 土地の埋立て等を行う土地の仮登記権者、抵当権者及び隣接者の同意書

(7) 土砂等の搬入経路図(縮尺2万5,000分の1以上1,000分の1以下)

(8) 現況平面図、計画平面図及び縦横断面図(縮尺500分の1以上50分の1以下)

(9) 土質検査報告書

(10) 構造物を設けるときは、その構造図(縮尺20分の1以上10分の1以下)

(11) 施行区域の現況写真

(12) 前条に規定する事前説明会において出た意見、要望等を取りまとめた事前説明会経

過報告書（第4号様式）

(13) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類、図面等

3 前項第9号の土質検査報告書の検査基準は、別表第1のとおりとする。

（一部改正〔平成17年規則19号・20年38号〕）

（施行基準）

第5条 条例第6条の規則で定める施行基準は、別表第2のとおりとする。

（許可又は不許可の通知）

第6条 条例第7条の規定による通知は、土砂等による土地の埋立て等許可・不許可決定通知書（第5号様式）により行うものとする。

（変更許可の申請等）

第7条 条例第8条第2項に規定する変更の許可の申請は、土砂等による土地の埋立て等変更許可申請書（第6号様式）により行うものとする。

2 条例第8条第3項の規則で定める書類は、第4条第2項に掲げる書類のうち変更に係る書類とする。

3 条例第8条第4項の規定による通知は、土砂等による土地の埋立て等変更許可・不許可決定通知書（第7号様式）により行うものとする。

4 条例第8条第5項の規定による届出は、土砂等による土地の埋立て等変更届（第8号様式）により行うものとする。

（譲渡の承認の申請等）

第8条 条例第10条第2項に規定する譲渡の承認の申請は、土砂等による土地の埋立て等譲渡承認申請書（第9号様式）により行うものとする。

2 条例第10条第3項の規定による通知は、土砂等による土地の埋立て等譲渡承認・不承認決定通知書（第10号様式）により行うものとする。

（地位の承継）

第9条 条例第11条第2項の規定による届出は、土砂等による土地の埋立て等地位承継届（第11号様式）により行うものとする。

（土地の埋立て等着手届）

第10条 条例第12条の規定による届出は、土砂等による土地の埋立て等着手届（第12号様式）により行うものとする。

（標識）

第11条 条例第14条の規則で定める標識は、土砂等による土地の埋立て等許可標識（第13

号様式) 及び危険防止表示板 (第14号様式) とする。

2 前項の土砂等による土地の埋立て等許可標識の記載事項のうち施行主に関する事項については、代表者名を記すものとする。

(報告の徴収)

第12条 条例第15条第1項の報告を求めるときは、報告徴収通知書 (第15号様式) により行うものとする。

2 条例第15条第2項の規定による報告は、施行状況等報告書 (第16号様式) に市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

(一部改正 [平成13年規則6号・23年3号])

(身分証明書)

第13条 条例第16条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書 (第17号様式) とする。

(改善勧告)

第14条 条例第17条の規定による改善措置の勧告は、土砂等による土地の埋立て等改善措置勧告書 (第18号様式) により行うものとする。

(改善命令)

第15条 条例第18条又は第22条第2項に規定する改善措置の命令は、土砂等による土地の埋立て等改善措置命令書 (第19号様式) により行うものとする。

(許可の取消し)

第16条 条例第19条の規定による許可又は承認の取消しは、土砂等による土地の埋立て等許可・承認取消通知書 (第20号様式) により行うものとする。

(中止命令)

第17条 条例第20条に規定する中止命令は、土砂等による土地の埋立て等中止命令書 (第21号様式) により行うものとする。

(措置命令)

第18条 条例第21条に規定する原状回復命令又は措置命令は、土砂等による土地の埋立て等措置命令書 (第22号様式) により行うものとする。

(中止又は完了届)

第19条 条例第22条第1項に規定する中止又は完了の届出は、土砂等による土地の埋立て等中止・完了届 (第23号様式) に市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

(一部改正 [平成23年規則3号])

(土地の所有者等への通知)

第20条 条例第23条の2の規定による通知は、土地の所有者等への通知書（第24号様式）により行うものとする。

（追加〔令和5年規則28号〕）

（土地の所有者等に対する勧告）

第21条 条例第23条の3の規定による勧告は、土地の所有者等に対する勧告書（第25号様式）により行うものとする。

（追加〔令和5年規則28号〕）

（公表の方法）

第22条 条例第24条の規定による公表は、市広報紙への掲載その他の方法により行うものとする。

（一部改正〔令和5年規則28号〕）

（書類の提出部数）

第23条 この規則に規定する申請書、届出書、添付書類等の提出部数は、正本及び副本各1部とする。

（一部改正〔令和5年規則28号〕）

（その他）

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

（一部改正〔令和5年規則28号〕）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成9年10月1日から施行する。

（一部改正〔平成22年規則33号〕）

（芝川町の編入に伴う経過措置）

2 芝川町の編入の日前に、編入前の芝川町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成15年芝川町規則第5号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

（追加〔平成22年規則33号〕）

附 則（平成13年2月19日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月3日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年6月21日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年2月14日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年6月19日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年9月10日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項第4号の改正規定は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月19日規則第33号）

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成23年2月25日規則第3号）

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月22日規則第2号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月5日規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを調整して使用することができる。

附 則（令和4年6月13日規則第16号）

（施行期日）

1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第2の規定は、この規則の施行の日以後になされた許可の申請について適用し、同日以前になされた許可の申請については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 9 月 21 日規則第 28 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の富士宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われた土地の埋立て等について適用し、同日前に行われた土地の埋立て等については、なお従前の例による。

別表第 1（第 4 条関係）

（一部改正〔平成 13 年規則 6 号〕）

土質検査基準

1 土壌の採取方法

土壌の採取方法は、次のとおりとする。

- (1) 土砂等の発生場所ごとに採取する。
- (2) 土砂等の発生場所の面積 3,000 平方メートルごとに 1 か所採取する。
- (3) 土砂等の発生場所の面積が 3,000 平方メートル以下の場合でも最低 2 か所採取する。
- (4) 採取地点は、別途協議による。ただし、シールド工法の場合は、断面付近から採取する。

2 検査基準

検査基準は、土壌の汚染に係る環境基準について（平成 3 年環境庁告示第 46 号）第 1 の 1 に規定する環境基準とする。この場合において、当該環境基準中「農用地」とあるのは、「埋立て後の土地利用が農用地であるもの」と読み替えるものとする。

3 検査方法

検査方法は、土壌の汚染に係る環境基準について別表の測定方法とする。この場合において、当該環境基準中「農用地」とあるのは、「埋立て後の土地利用が農用地であるもの」と読み替えるものとする。

4 検査機関

検査機関は、公共機関又は環境計量士の資格を有する者がいて検査が可能な機関とする。

5 検査の省略

- (1) 前記 2 の検査基準に定める物質のうち明らかに基準を満たしていると認められる

物質については、検査を省略できるものとする。この場合においては、当該基準を満たしていることが明らかである書類を添付しなければならない。

- (2) 前記2の検査基準に定めるカドミウムについては、明らかに汚染されていないと認められる土壌においては、検査を省略できるものとする。この場合における汚染の有無は、土砂等の発生場所を所管する保健所等に相談の上判断する。

別表第2（第5条関係）

（一部改正〔平成13年規則6号・令和4年16号〕）

施行基準

1 一般事項

(1) 周辺対策

土地の埋立て等の施行に当たっては、粉じん、騒音、振動、土砂の流出等の防止対策を講じ、周辺的生活環境を損なわないようにすること。

(2) 作業時間

ア 作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとすること。ただし、関係機関との協議において、特段の定めがある場合は、当該定めによること。

イ 日曜日、祝日及び年末年始は、原則として作業を中止すること。

ウ 緊急を要する作業が発生した場合は、搬出入路及び施行区域の周辺の住民の理解を得ること。

(3) 交通対策

ア 搬出入路を指定する場合は、あらかじめ、道路管理者及び所轄警察署と協議すること。

イ 搬出入路が通学路に指定されている場合は、関係機関と協議し、登下校時間帯の通行禁止等必要な措置を講ずること。

ウ 通行期間、交通誘導員の配置、標識の設置、安全施設の設置等については、関係機関と協議し、必要な措置を講ずること。

(4) 安全対策

ア 施行区域内には、みだりに人が立ち入るのを防止することのできる囲いを設けること。

イ 囲いは、原則として施行区域内の全周囲に設けること。

ウ 出入口は、原則として1か所とし、施錠できる構造とすること。

エ 囲いの構造は、風圧等により容易に転倒し、又は破壊されないものとする。

(5) 保安距離

隣接地の安全を保持するため、一定の距離を隔てた上で土地の埋立て等を行うこと。

(6) 事故対策

ア 市民の生命及び財産に対する危害及び迷惑を防止するため、必要な措置を講じること。

イ 地上及び地下工作物、水域、樹木、井戸水等に損失を与え、又はその機能を阻害することのないように、必要に応じて事前調査を行う等適切な措置を講じること。

ウ 土地の埋立て等の施行中に当該土地の埋立て等の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故又は第三者に損害を与えた事故が発生した場合は、応急措置等必要な措置を講じるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について遅滞なく報告すること。

(7) 防災対策

ア 土地の埋立て等の施行中は、現場責任者を常駐させ、災害防止に努めること。

イ 万一災害が発生した場合は、施行主及び請負人が責任を持って解決に当たること。

(8) 緑化対策

土地の埋立て等の完了後、粉じん防止と合わせ当該土地の埋立て等の施行前の現況地目に即した植栽を行うこと。

2 技術事項

静岡県土採取等規制条例の施行について（昭和51年4月1日付け都市住宅部長通知）

3 土の採取等に関する技術基準並びに静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則（令和4年静岡県規則第24号）別表第2及び別表第3に適合すること。

3 その他の事項

前記1一般事項及び2技術事項によるほか、必要に応じて関係法令の例により処理すること。

第1号様式（第2条関係）

農 地 改 良 届

年 月 日

富士宮市長 宛

住 所
(所在地)

届出者 氏 名
(名称及び代表者氏名)
電話番号

富士宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第2条第3項第1号の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり届け出ます。

記

土 地 の 表 示	所 在 地	登 記 簿		所 有 者	
		地 目	面 積	住 所	氏 名
			m ²		
			m ²		
			m ²		
			m ²		
客 土 理 由					
客 土 規 模		高さ	cm	総容量	m ³
客 土 の 発 生 場 所					
用 排 水 に 対 す る 措 置					
客 土 実 施 予 定 年 月 日		年 月 日			
客 土 搬 入 業 者		住 所 (所在地) 氏 名 (名称及び代表者氏名) 電話番号			㊦

第2号様式（第4条関係）

土砂等による土地の埋立て等許可申請書

年 月 日

富士宮市長 宛

住 所
 申請者（所在地）
 （施行主）氏 名 ㊦
 （名称及び代表者氏名）
 電話番号

富士宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第5条第1項の規定により、
 土地の埋立て等の許可を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

目 的	
施行区域の所在地	
施行区域の面積	
施 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
施 行 方 法	
土砂等の量	搬入 m^3
	搬出 m^3
請 負 人	住 所 （所在地） 氏 名 ㊦ （名称及び代表者氏名） 電話番号
現場管理責任者	住 所 氏 名 電話番号

（注）施行主が複数の場合は、その全員を記入すること。

第3号様式（第4条関係）

土砂等による土地の埋立て等計画書

土砂等の種類	搬入					
	搬出					
土砂等の量の画	全体計	搬入	土砂等の発生場所	土量	割合	
				m ³		
				m ³		
				m ³		
		合計	m ³			
	1日当たり	搬出	m ³			
		搬入	m ³			
		搬出	m ³			
1日の車両台数		延べ 台				
整地用機械の種類及び台数						
土地の埋立て等の概要						
防災対策						
環境の保全対策						

第4号様式（第4条関係）

事前説明会経過報告書

年 月 日

富士宮市長 様

住 所
(所在地)
施行主 氏 名 ㊦
(名称及び代表者氏名)
電話番号

富士宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第3条の規定により、土地の埋立て等に関する事前説明会を実施したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 施行区域の所在地
- 2 土地の埋立て等の目的及び内容
- 3 説明会開催概要

開催回数 回

内容は別紙のとおり
- 4 関係人一覧

別紙

第 回事前説明会

開催年月日等	年 月 日 時 分から 時 分まで
会 場	
説 明 者	
被 説 明 者	
説 明 会 の 内 容	
被説明者側から出た意見、要望等	施行主等の回答及び対応措置

第5号様式（第6条関係）

土砂等による土地の埋立て等許可・不許可決定通知書

第 号
年 月 日

様

富士宮市長 団

年 月 日付けで申請のあった土地の埋立て等については、許可と決定したので、下記のとおり通知します。

記

許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
許可の条件	
不許可の理由	

（教示）行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示をすること。

第6号様式（第7条関係）

土砂等による土地の埋立て等変更許可申請書

年 月 日

富士宮市長 様

住 所
申請者（所在地）
（施行主）氏 名 ㊟
（名称及び代表者氏名）
電話番号

年 月 日付け 第 号で許可を受けた土地の埋立て等について、
富士宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第8条第1項の規定により、
変更の許可を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

変 更 予 定 日	年 月 日	
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 理 由		

備考 添付書類及び図面の名称を裏面に記載すること。

第7号様式（第7条関係）

土砂等による土地の埋立て等変更許可・不許可決定通知書

第 号
年 月 日

様

富士宮市長 団

年 月 日付けで申請のあった土地の埋立て等については、許可と決定したので、下記のとおり通知します。

記

許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
許可の条件	
不許可の理由	

（教示）行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示をすること。

第8号様式（第7条関係）

土砂等による土地の埋立て等変更届

年 月 日

富士宮市長 様

住 所
届出者（所在地）
（施行主）氏 名 ㊟
（名称及び代表者氏名）
電話番号

年 月 日付け 第 号で許可を受けた土地の埋立て等について、
富士宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第8条第5項の規定により、
関係書類を添えて、下記のとおり届け出ます。

記

変 更 予 定 日	年 月 日	
	変 更 前	変 更 後
変 更 事 項		
変 更 理 由		

備考 添付書類及び図面の名称を裏面に記載すること。

第9号様式（第8条関係）

土砂等による土地の埋立て等譲渡承認申請書

年 月 日

富士宮市長 あて

住 所
譲渡人 (所在地)
(施行主) 氏 名 ㊟
(名称及び代表者氏名)
電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で許可を受けた土地の埋立て等について、
富士宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第10条第1項の規定により、
譲渡の承認を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

譲 渡 予 定 日	年 月 日
譲 受 人	住 所 (所在地) 氏 名 (名称及び代表者氏名) 電 話 番 号
譲 渡 の 理 由	

備考 次の書類を添付すること。

- 1 譲受人の住民票、身分証明書及び印鑑登録証明書（法人にあつては、経歴書、定款、登記事項証明書、事業報告、信頼度を証明できるもの及び印鑑登録証明書）
- 2 土砂等による土地の埋立て等（変更）許可決定通知書の写し

第10号様式（第8条関係）

土砂等による土地の埋立て等譲渡承認・不承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

富士宮市長 閣

年 月 日付けで申請のあった土地の埋立て等の譲渡については、

承認と決定したので、下記のとおり通知します。
不承認

記

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
譲 渡 人	住 所 (所在地) 氏 名 (名称及び代表者) 電 話 番 号
譲 受 人	住 所 (所在地) 氏 名 (名称及び代表者) 電 話 番 号
不 承 認 の 理 由	

(教示) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示をすること。

第11号様式（第9条関係）

土砂等による土地の埋立て等地位承継届

年 月 日

富士宮市長 あて

住 所
承継者（所在地）
（施行主）氏 名 ㊦
（名称及び代表者氏名）
電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で許可を受けた土地の埋立て等について、
富士宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第11条第2項の規定により、
関係書類を添えて、下記のとおり届け出ます。

記

承 継 年 月 日	年 月 日
施 行 区 域 の 所 在 地	
被 承 継 者	住 所 （所在地） 氏 名 （名称及び代表者氏名） 電 話 番 号
承 継 の 理 由	

備考 次の書類を添付すること。

- 1 承継者の住民票、身分証明書及び印鑑登録証明書（法人にあつては、経歴書、定款、登記事項証明書、事業報告、信頼度を証明できるもの及び印鑑登録証明書）
- 2 土砂等による土地の埋立て等（変更）許可決定通知書の写し

第12号様式（第10条関係）

土砂等による土地の埋立て等着手届

年 月 日

富士宮市長 様

住 所

届出者（所在地）

（施行主）氏 名 ㊦

（名称及び代表者氏名）

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で許可を受けた土地の埋立て等について、
下記のとおり着手したいので、富士宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条
例第12条の規定により届け出ます。

記

着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 予 定 年 月 日	年 月 日

第13号様式（第11条関係）

土砂等による土地の埋立て等許可標識

土砂等による土地の埋立て等許可標識	
1 許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
2 施行区域の所在地	
3 面積	m ²
4 施行期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 施 行 主	住 所 (所在地) 氏 名 (名称及び代表者氏名) 電 話 番 号
6 請 負 人	住 所 (所在地) 氏 名 (名称及び代表者氏名) 電 話 番 号
7 現場管理責任者	住 所 氏 名 電 話 番 号

120センチメートル

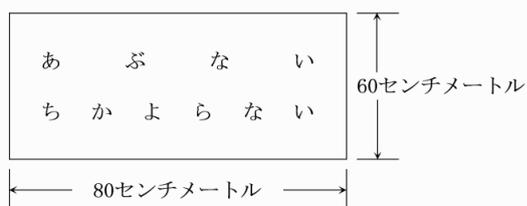
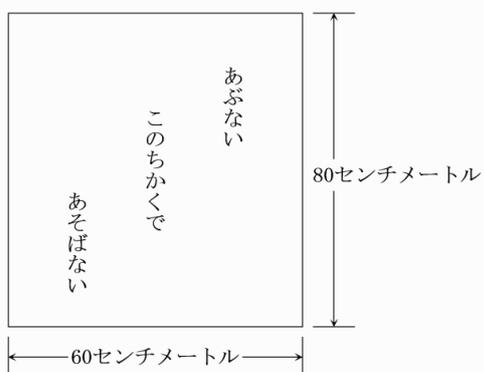
100
セン
チメ
ート
ル

備考

- 1 掲示位置は、原則として見やすい場所（下端が地表から100センチメートル以上150センチメートル以下）とする。
- 2 掲示板は、地は白色、文字は黒色とする。

第14号様式（第11条関係）

危険防止表示板



備考

- 1 掲示位置は、施行区域の周囲30メートルの間隔かつ下端が地表から100センチメートル以上150センチメートル以下とする。
- 2 表示板は、地は白色、文字は黒色とし、図柄や文字の一部に赤色等の注意を喚起する色を用いる。

第15号様式（第12条関係）

報 告 徴 収 通 知 書

第 号
年 月 日

様

富士宮市長 団

年 月 日付け 第 号で許可した土地の埋立て等について、
あなたが富士宮市 番地先で行っている

富士宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第15条第1項の規定により、
下記のとおり報告を求めるので、年 月 日までに施行状況等報告書を提出
するよう通知します。

記

報 告 事 項	
---------	--

第16号様式（第12条関係）

施行状況等報告書

年 月 日

富士宮市長 様

住 所
（所在地）
施行主等 氏 名 ④
（名称及び代表者氏名）
電話番号

年 月 日付け 第 号で通知のあった事項について、下記のとおり報告します。

記

報告事項	
------	--

第17号様式（第13条関係）

（表）

第 号	
身 分 証 明 書	
(写 真)	契 印
所 属 氏 名	年 月 日
生年月日	年 月 日
上記の者は、富士宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第16条第1項の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。	
年 月 日	富士宮市長 印

（裏）

富士宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（抜粋）

（立入検査）

第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に施行主若しくは請負人の事務所又は施行区域にある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考 大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

第18号様式（第14条関係）

土砂等による土地の埋立て等改善措置勧告書

様
第 号
年 月 日
富士宮市長 団

年 月 日付け 第 号で許可した土地の埋立て等について、
富士宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第17条の規定により、下記の
とおり改善措置することを勧告します。

記

改 善 すべき事項	
--------------	--

第19号様式（第15条関係）

土砂等による土地の埋立て等改善措置命令書

第 号
年 月 日

様

富士宮市長 団

年 月 日付け 第 号で許可した土地の埋立て等について、
富士宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第18条の規定により、
第22条第2項
下記のとおり改善措置することを命じます。

記

改善期限	年 月 日まで
改善すべき事項	

（教示）行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示をすること。

第20号様式（第16条関係）

土砂等による土地の埋立て等許可・承認取消通知書

第 号
年 月 日

様

富士宮市長 団

年 月 日付け 第 号で許可した土地の埋立て等について、
承認した譲渡
富士宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第19条の規定により、許可を
承認
取り消したので、下記のとおり通知します。

記

取消しの理由	
--------	--

（教示） 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示をすること。

第21号様式（第17条関係）

土砂等による土地の埋立て等中止命令書

第 号
年 月 日

様

富士宮市長 団

年 月 日付け 第 号で許可した土地の埋立て等について、
あなたが富士宮市 番地先で行っている土地の埋立て等について、
富士宮市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例第20条の規定により、下記
のとおり中止を命じます。

記

中止命令の 理 由	
--------------	--

（教示）行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示をすること。

第22号様式（第18条関係）

土砂等による土地の埋立て等措置命令書

第 号
年 月 日

様

富士宮市長 団

年 月 日付け 第 号で許可を取り消した土地の埋立て等に
中止を命じた
ついて、富士宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第21条の規定により、
下記の措置を行うことを命じます。

記

措置完了期限	年 月 日まで
措置を行うべき事項	

（教示） 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示をすること。

第23号様式（第19条関係）

土砂等による土地の埋立て等中止・完了届

年 月 日

富士宮市長 様

住 所
届出者 (所在地)
(施行主) 氏 名 ㊟
(名称及び代表者氏名)
電話番号

年 月 日付け 第 号で許可を受けた土地の埋立て等は、下記のとおり中止
完了したので、富士宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第
22条第1項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり届け出ます。

記

施 行 区 域	
施 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
中止・完了年月日	年 月 日
添 付 書 類	1 工事出来型図 2 工事完了写真 3 その他

第 2 4 号 様 式 (第 2 0 条 関 係)

土 地 の 所 有 者 等 へ の 通 知 書

第 号
年 月 日

様

富 士 宮 市 長 印

あなたが 所 有 する土地における土地の埋立て等の 施 行 主 に
管 理 占 有 施 行 負 人
対し、下記のとおり処分をしたので、富士宮市土砂等による土地の埋
立て等の規制に関する条例第 2 3 条の 2 の規定により通知します。

記

処分の対象となっ た土地の埋立て等 の施行区域の地 所 在 地	
処 分 の 日 付	
処 分 の 名 宛 人	
処 分 の 内 容	
備 考	

第 2 5 号 様 式 (第 2 1 条 関 係)

土 地 の 所 有 者 等 に 対 す る 勧 告 書

第 号
年 月 日

様

富 士 宮 市 長 印

あなたが 所有 管理 する土地における土地の埋立て等により、災害が生ずると認められるため、富士宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 2 3 条の 3 の規定により、下記のとおり必要な措置を講ずるよう勧告します。

記

対 象 と な る 区 域 の 所 在 地	
勧 告 事 項	

第1号様式（第2条関係）

（一部改正〔平成13年規則6号・令和3年6号〕）

第2号様式（第4条関係）

（一部改正〔平成13年規則6号・令和3年6号〕）

第3号様式（第4条関係）

（一部改正〔平成13年規則6号〕）

第4号様式（第4条関係）

（一部改正〔平成13年規則6号〕）

第5号様式（第6条関係）

（一部改正〔平成13年規則6号・28年2号〕）

第6号様式（第7条関係）

（一部改正〔平成13年規則6号〕）

第7号様式（第7条関係）

（一部改正〔平成13年規則6号・28年2号〕）

第8号様式（第7条関係）

（一部改正〔平成13年規則6号〕）

第9号様式（第8条関係）

（一部改正〔平成13年規則6号・17年19号・20年38号〕）

第10号様式（第8条関係）

（一部改正〔平成13年規則6号・28年2号〕）

第11号様式（第9条関係）

（一部改正〔平成13年規則6号・17年19号・20年38号〕）

第12号様式（第10条関係）

（一部改正〔平成13年規則6号〕）

第13号様式（第11条関係）

（一部改正〔平成13年規則6号〕）

第14号様式（第11条関係）

（一部改正〔平成13年規則6号〕）

第15号様式（第12条関係）

（一部改正〔平成13年規則6号〕）

第16号様式（第12条関係）

(一部改正〔平成13年規則6号〕)

第17号様式(第13条関係)

(一部改正〔平成13年規則6号〕)

第18号様式(第14条関係)

(一部改正〔平成13年規則6号〕)

第19号様式(第15条関係)

(一部改正〔平成13年規則6号・28年2号〕)

第20号様式(第16条関係)

(一部改正〔平成13年規則6号・28年2号〕)

第21号様式(第17条関係)

(一部改正〔平成13年規則6号・28年2号〕)

第22号様式(第18条関係)

(一部改正〔平成13年規則6号・28年2号〕)

第23号様式(第19条関係)

(一部改正〔平成13年規則6号〕)

第24号様式(第20条関係)

(追加〔令和5年規則28号〕)

第25号様式(第21条関係)

(追加〔令和5年規則28号〕)